

令和 5 年 8 月 2 4 日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 察 本 部 長

三重県警察交番相談員運営要綱について（通達）

交番相談員の運用に必要な事項については、「三重県警察交番相談員の設置及び運用要綱」（平成29年3月31日付け地発第34号（以下「旧通達」という。）別添）により定めているところであるが、この度、別添「三重警察交番相談員運営要綱」を定め、本日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

三重県警察交番相談員運営要綱

1 制定の趣旨

この要綱は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定める交番相談員の運用を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 交番相談員の責務

交番相談員は、地域住民の多様な意見及び要望に迅速かつ的確に対応するため、自らの知識及び経験等をいかして、交番を拠点とした地域警察活動のうち、住民に奉仕する活動等に協力し又は当該活動を援助するものを行い、もって地域における住民の安全で平穏な生活に資することを責務とする。

3 交番相談員の身分

交番相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用の職を占める職員とする。

4 交番相談員の行う活動

交番相談員の行う活動は、次のとおりとする。

- (1) 住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言
- (2) 犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡及び広報活動
- (3) 遺失届及び拾得物の受理等
- (4) 被害届の代書及び預かり（自転車盗及びオートバイ盗に限る。）
- (5) 物件事故報告書の作成補助
- (6) 事件又は事故の発生時における警察官等への連絡
- (7) 地理案内
- (8) 防犯連絡所等のボランティアに対する連絡及びこれらとの連携に関する活動
- (9) 交番連絡協議会の運営に関する活動
- (10) 登下校時における小学生等に対する誘導活動（同一交番に相談員が二人以上勤務し、かつ、少なくとも一人は交番の施設内にいる場合に限る。）
- (11) 子供、女性及び高齢者が被害者となる犯罪、事故等に対する警戒活動（前号に掲げる活動を除き、交番の施設外で来所者への対応に著しい支障が生じないような場所で行うものに限る。）
- (12) その他前記活動に類するもので警察署長が必要と認めるもの

5 活動上の留意事項

規則第31条に定めるもののほか、交番相談員は、その活動を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 交番相談員は、その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしないようにすること。
- (2) 交番相談員は、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いること。
- (3) 交番相談員は、来訪者に対して親切丁寧に応対する一方、その挙動に常に注意を払うほか、交番内の整理整頓を図ること等により、受傷事故の防止に努めること。

6 指揮監督等

- (1) 警察署長の指揮監督は、交番所長を通じて行うものとする。
- (2) 警察署長は、交番相談員に対し、その職務に関し必要な各種事務処理要領、各種書類作成要領及び受傷事故防止要領に係る指導教養その他警察本部長が必要と認める指導教養を行うものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、地域部長が別に定める。